第４号様式（第８条関係）

　　年　　月　　日

千葉県知事　〇〇　〇〇　様

補助事業者　所　　在　　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

千葉県新型コロナウイルス感染症に係るＰＣＲ等検査無料化事業補助金に係る

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

　　　年　　月　　日付け千葉県疾病指令　　第　　　号により交付決定があった千葉県新型コロナウイルス感染症に係るＰＣＲ等検査無料化事業補助金について、千葉県新型コロナウイルス感染症に係るＰＣＲ等検査無料化事業補助金交付要綱第８条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金交付要綱第７条の規定による　補助金の額の確定額

金　　　　　　　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る　　仕入控除税額（要返還相当額）

金　　　　　　　　円

３　添付書類

・２の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳

・補助金の交付決定を受けた年度の消費税の確定申告書及び付表２の写し等

積算内訳

（様式：課税売上割合95％以上の場合）

１　法人名

２　代表者氏名

３　所在地

４　補助金交付事業名

５　補助金の額の確定額

６　概要

※添付書類

●課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

●課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

●医療法人以外の事業者については特定収入割合が分かる書類　等

　（ただし、社会医療法人は書類の提出が必要です。）

積算内訳

(様式：個別対応方式で、返還がある場合)

１　法人名

２　代表者氏名

３　所在地

４　補助金交付事業名

５　補助金の額の確定額

６　概要

（１）補助金を充当した経費の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 課税仕入 | 非課税仕入 | 合計 |
| 課税売上対応分 | 非課税売上対応分 | 共通対応分 |
| 補助金を充当した経費の内訳 | 人件費 |  |  |  |  |  |
| 　　　費 |  |  |  |  |  |
| 　　　費 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 合計 |  |  |  |  |  |

（２）課税売上割合(課税売上高[課税資産の譲渡等の対価の額]／総売上高[資産の譲渡等の

対価の額])

（３）支出(補助金を充当した経費)のうち課税仕入れの占める割合

（４）仕入控除税額(補助金返還相当額)

※添付書類

●課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

●課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

●医療法人以外の事業者については特定収入割合が分かる書類　等

（ただし、社会医療法人は書類の提出が必要です。）

積算内訳

(様式：一括比例配分方式で、返還がある場合)

１　法人名

２　代表者氏名

３　所在地

４　補助金交付事業名

５　補助金の額の確定額

６　概要

（１）補助金を充当した経費の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 課税仕入 | 非課税仕入 | 合計 |
| 課税売上対応分 | 非課税売上対応分 | 共通対応分 |
| 補助金を充当した経費の内訳 | 人件費 |  |  |  |  |  |
| 　　　費 |  |  |  |  |  |
| 　　　費 |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  | 合計 |  |  |  |  |  |

（２）課税売上割合(課税売上高[課税資産の譲渡等の対価の額]／総売上高[資産の譲渡等の

対価の額])

（３）支出(補助金を充当した経費)のうち課税仕入れの占める割合

（４）仕入控除税額(補助金返還相当額)

※添付書類

●課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

●課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

●医療法人以外の事業者については特定収入割合が分かる書類　等

　（ただし、社会医療法人は書類の提出が必要です。）

積算内訳

（様式：返還額が0円の場合）

１　法人名

２　代表者氏名

３　所在地

４　補助金交付事業名

５　補助金の額の確定額

６　概要

例：

・消費税の申告義務がないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が　ない。

・簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

・仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ、補助金の使途がすべて「非課税売上のみに要するもの」として申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

・補助金の使途(補助金を充当した経費)が非課税仕入に該当するため、補助金に係る　　消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

・特定収入割合が５％を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

など

※添付書類

●課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）

●課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

●医療法人以外の事業者については特定収入割合が分かる書類　等

　（ただし、社会医療法人は書類の提出が必要です。）